



27江監第703号
平成28年4月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤 貫造
同	小出 功
同	若林 しげる
同	石川 邦夫

平成27年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

平成27年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 平成26年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、平成26年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、平成26年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設	所管部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 文化センター 古石場文化センター 総合区民センター 江東公会堂	地域振興部
一般社団法人江東区観光協会	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター スポーツ会館 東砂スポーツセンター	地域振興部 健康部(保健所)
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
社会福祉法人こうほうえん	指定管理	地域密着型介護施設 新砂保育園	福祉部 こども未来部
社会福祉法人江東楓の会	補助金交付	第三あすなろ作業所 ワークセンターつばさ 若竹作業所(分室を含む) 高齢障害者通所施設さくら(分室を含む)	福祉部
社会福祉法人雲柱社	指定管理	大島子ども家庭支援センター	こども未来部

社会福祉法人景行会	指定管理	豊洲保育園	こども未来部
有限会社Mサポート	補助金交付	グレース認定こども園	こども未来部
江東こどもまつり実行委員会	補助金交付		教育委員会事務局

3 監査の実施期日

平成27年10月1日から同年11月19日までのうち19日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは平成26年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、社会福祉法人こうほうえん、社会福祉法人江東楓の会、社会福祉法人雲柱社、社会福祉法人景行会、有限会社Mサポートの5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

平成27年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員130名（うち区派遣職員5名）で構成されている（平成27年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(イ) 補助金額

交付対象	平成26年度	平成25年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	866,597,028円	844,394,788円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	123,585,819円	121,105,605円
合計	990,182,847円	965,500,393円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として、合計3億円を出資している。なお、平成26年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(4) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	平成26年度	平成25年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	598,818,051円	541,366,072円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	104,803,718円	100,657,303円
合 計	703,621,769円	642,023,375円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。平成26年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

平成26年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認

められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位: 円)

	平成26年度	平成25年度	増 減	摘 要
収入	2,370,727,679	2,233,476,997	137,250,682	
基本財産運用収入	241,416	311,473	△ 70,057	
特定資産運用収入	207,009	160,943	46,066	
事業収入	165,900,743	147,512,278	18,388,465	入場料収入、受講料収入、広告収入等
利用料金収入	430,622,628	422,935,082	7,687,546	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	1,711,878,616	1,625,201,768	86,676,848	
補助金収入	990,182,847	965,500,393	24,682,454	区補助金
受託収入	703,621,769	642,023,375	61,598,394	区指定管理料
助成金等収入	18,074,000	17,678,000	396,000	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,169,000	5,877,000	△ 1,708,000	
退職給付引当資産取崩収入	54,460,800	27,746,000	26,714,800	
雑収入	162,474	51,191	111,283	受取利息収入等
前期繰越収支差額	3,084,993	3,681,262	△ 596,269	
支出	2,368,100,649	2,230,392,004	137,708,645	
事業費支出	1,305,226,102	1,220,113,355	85,112,747	
コミュニティ振興事業費支出	58,977,444	51,520,824	7,456,620	
グループ育成事業費支出	26,175,535	25,391,309	784,226	
情報収集・提供事業費支出	30,830,289	33,282,616	△ 2,452,327	
文化芸術振興事業費支出	94,547,083	84,729,571	9,817,512	
併設記念館展示事業費支出	3,390,299	3,267,206	123,093	
歴史文化施設事業費支出	29,224,738	28,703,211	521,527	
施設管理事業費支出	1,050,239,268	982,043,072	68,196,196	
受託事業費支出	0	0	0	
利用者支援事業費支出	11,841,446	11,175,546	665,900	
法人管理運営費支出	974,582,545	921,436,444	53,146,101	
人件費支出	912,303,132	858,810,568	53,492,564	
法人管理事務費支出	60,496,027	59,022,396	1,473,631	
法人運営費支出	1,783,386	3,603,480	△ 1,820,094	
文化振興事業積立預金支出	3,084,993	3,650,784	△ 565,791	
文化振興事業積立預金資産取得支出	2,800	2,800	0	
退職給付引当資産取得支出	85,204,209	85,188,621	15,588	
収支差額	2,627,030	3,084,993	△ 457,963	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成26年度 (平成27年3月31日現在) (A)	平成25年度 (平成26年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	224,544,686	218,257,732	6,286,954	2.9
現金	3,500,993	4,414,854	△ 913,861	△ 20.7
普通預金	200,774,436	184,570,538	16,203,898	8.8
未収金	8,262,180	17,364,169	△ 9,101,989	△ 52.4
前払金	654,497	690,618	△ 36,121	△ 5.2
棚卸資産	11,352,580	11,217,553	135,027	1.2
固定資産	788,789,220	770,357,274	18,431,946	2.4
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	427,387,580	397,725,378	29,662,202	7.5
文化振興事業積立預金	25,453,341	26,534,548	△ 1,081,207	△ 4.1
退職給付引当資産	401,934,239	371,190,830	30,743,409	8.3
その他固定資産	11,401,640	22,631,896	△ 11,230,256	△ 49.6
什器備品	381,012	590,666	△ 209,654	△ 35.5
リース資産	11,020,628	22,041,230	△ 11,020,602	△ 50.0
資産合計	1,013,333,906	988,615,006	24,718,900	2.5
負債の部				
流動負債	253,679,642	246,927,816	6,751,826	2.7
未払金	171,707,628	165,636,588	6,071,040	3.7
前受金	18,241,600	16,794,250	1,447,350	8.6
預り金	20,615,848	21,524,348	△ 908,500	△ 4.2
リース債務(1年以内)	11,163,903	11,018,759	145,144	1.3
賞与引当金	31,950,663	31,953,871	△ 3,208	0.0
固定負債	628,622,814	591,488,487	37,134,327	6.3
退職給付引当金	628,622,814	580,324,583	48,298,231	8.3
リース債務(1年超)	0	11,163,904	△ 11,163,904	△ 100.0
負債合計	882,302,456	838,416,303	43,886,153	5.2
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 168,968,550	△ 149,801,297	△ 19,167,253	△ 12.8
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(25,453,341)	(26,534,548)	(△ 1,081,207)	△ 4.1
正味財産合計	131,031,450	150,198,703	△ 19,167,253	△ 12.8
負債及び正味財産合計	1,013,333,906	988,615,006	24,718,900	2.5

2 一般社団法人江東区観光協会

(1) 団体の概要

一般社団法人江東区観光協会（以下「協会」という。）は、江東区の観光事業の振興を図ることにより、地域経済の活性化及び地域に誇りと愛着を持てるまちづくりに寄与することを目的とする団体であり、平成25年2月19日に設立、同年4月より江東区産業会館に事務局を設置した。

理事会、事務局、正会員及び賛助会員をもって組織され、主として次の事業を行っている。

- ① 観光に関する情報の収集及び情報発信
- ② 観光振興に関する活動をしている地域団体等との連携及び観光行政への協力
- ③ 観光に関するイベントの開催
- ④ 観光に関する調査、研究、企画
- ⑤ 観光関係施設の管理運営
- ⑥ 観光関係施設利用者への利便の提供
- ⑦ 観光商品の開発促進、宣伝、販売

(2) 区との関係

区は、協会に対して、江東区観光協会運営補助事業に必要な経費として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	37,846,000円	概算払等
確定金額	34,110,195円	会費収入等4,787,878円を除く
精算金額	3,735,805円	区に戻入

ウ 補助事業の概要

江東区の観光事業の振興を図るため、観光情報冊子「こうとうトコトコ日和」発行事業や東京スカイツリーからの誘客支援事業等を行っている。

(3) 財政の状況

協会は、主として区からの補助金収入のほか、会費収入、事業収入等をもって運営されている。平成26年度における収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
42,633,878円	38,898,073円	3,735,805円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員64名（うち区派遣職員7名）で構成されている（平成27年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(4) 補助金額

交付対象	平成26年度	平成25年度
健康センター	34,687,572円	36,879,327円
スポーツ施設	625,721,934円	591,500,724円
法人管理費	64,997,580円	71,326,144円
合 計	725,407,086円	699,706,195円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、平成26年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(4) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	平成26年度	平成25年度
健康センター	58,106,382円	62,985,389円
スポーツ施設	619,096,175円	561,381,723円
スポーツネット管理業務	20,059,272円	38,140,619円
合計	697,261,829円	662,507,731円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。平成26年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

平成26年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	平成26年度	平成25年度	増 減	摘 要
収入	2,041,203,860	1,961,922,344	79,281,516	
基本財産運用収入	658,395	781,956	△ 123,561	
事業収入	607,461,316	592,462,393	14,998,923	健康事業収入、スポーツ事業収入、利用料収入等
補助金等収入	1,422,668,915	1,362,213,926	60,454,989	
補助金収入	725,407,086	699,706,195	25,700,891	区補助金
受託事業収入	697,261,829	662,507,731	34,754,098	区指定管理料
退職給付引当預金取崩収入	10,272,079	6,309,170	3,962,909	
雑収入	143,155	154,899	△ 11,744	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,041,203,860	1,961,922,344	79,281,516	
事業費支出	1,961,663,691	1,880,229,575	81,434,116	
人件費	226,093,185	212,420,891	13,672,294	
健康増進事業ほかの事業費	614,832,704	582,213,971	32,618,733	
健康センター管理事業費	60,562,728	65,629,482	△ 5,066,754	
スポーツ施設管理事業費	1,040,115,802	981,824,612	58,291,190	
スポーツネット管理事業費	20,059,272	38,140,619	△ 18,081,347	
管理費支出	79,356,268	72,292,623	7,063,645	
管理費	78,295,596	71,218,493	7,077,103	
運営費	1,060,672	1,074,130	△ 13,458	
健康スポーツ事業積立預金支出	3,569	3,568	1	
退職給付引当預金支出	180,332	9,396,578	△ 9,216,246	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成26年度 (平成27年3月31日現在) (A)	平成25年度 (平成26年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	237,056,226	243,965,845	△ 6,909,619	△ 2.8
現金	3,345,416	3,162,586	182,830	5.8
普通預金	222,580,920	228,681,184	△ 6,100,264	△ 2.7
立替金	1,078,805	1,516,810	△ 438,005	△ 28.9
未収金	10,298,085	10,789,265	△ 491,180	△ 4.6
貸倒引当金	△ 247,000	△ 184,000	△ 63,000	△ 34.2
固定資産	493,656,229	543,351,066	△ 49,694,837	△ 9.1
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	91,400,052	101,488,230	△ 10,088,178	△ 9.9
退職給付引当資産	77,117,914	87,209,661	△ 10,091,747	△ 11.6
健康スポーツ事業積立 資産	14,282,138	14,278,569	3,569	0.0
その他固定資産	102,256,177	141,862,836	△ 39,606,659	△ 27.9
資産合計	730,712,455	787,316,911	△ 56,604,456	△ 7.2
負債の部				
流動負債	297,156,175	312,144,899	△ 14,988,724	△ 4.8
未払金	230,418,053	237,519,490	△ 7,101,437	△ 3.0
預り金	6,390,193	6,262,335	127,858	2.0
賞与引当金	11,795,709	10,321,117	1,474,592	14.3
短期リース債務	48,552,220	58,041,957	△ 9,489,737	△ 16.3
固定負債	278,317,946	303,724,164	△ 25,406,218	△ 8.4
退職給付引当金	222,457,589	217,185,334	5,272,255	2.4
長期リース債務	55,860,357	86,538,830	△ 30,678,473	△ 35.5
負債合計	575,474,121	615,869,063	△ 40,394,942	△ 6.6
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 144,761,666	△ 128,552,152	△ 16,209,514	△ 12.6
(うち特定資産への充当額)	(14,282,138)	(14,278,569)	(3,569)	0.0
正味財産合計	155,238,334	171,447,848	△ 16,209,514	△ 9.5
負債及び正味財産合計	730,712,455	787,316,911	△ 56,604,456	△ 7.2

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人としての設立を認可された団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進を図ることを目的とし、主として社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員95名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成27年4月1日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業及び法人後見等事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	平成26年度	平成25年度
社会福祉協議会事業費助成事業	118,553,910円	141,294,177円
管理運営事業及び施設運営事業	103,505,005円	125,034,725円
応急小口福祉資金貸付事業	1,441,222円	2,295,228円
ホームヘルプサービス事業	4,197,960円	5,351,826円
福祉機器リサイクル事業	587,173円	891,820円

法人後見等事業	8,822,550円	7,720,578円
ボランティアセンター運営費助成事業	30,382,360円	31,131,850円
ボランティア活動推進事業	30,382,360円	31,131,850円
合 計	148,936,270円	172,426,027円

※ 管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、給与振込手数料、租税公課、光熱水費及びパソコンリース料である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。平成26年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 一般会計

	平成26年度	平成25年度
収 入	784,689,161円	815,323,158円
支 出	750,864,140円	782,906,281円
収支差額	33,825,021円	32,416,877円

※ 平成26年度収入額には前期末支払資金残高32,416,877円を、同25年度収入額には前期末支払資金残高30,937,387円を含む。

イ 歳末たすけあい事業特別会計

	平成26年度	平成25年度
収 入	19,665,717円	20,330,519円
支 出	19,665,717円	20,330,519円
収支差額	0円	0円

ウ 応急小口福祉資金貸付事業特別会計

	平成26年度	平成25年度
収 入	34,922,097円	36,464,453円
支 出	5,505,222円	6,318,228円
収支差額	29,416,875円	30,146,225円

※ 平成26年度収入額には前期末支払資金残高30,146,225円を、同25年度収入額には前期末支払資金残高28,484,745円を含む。

エ 公益事業特別会計

	平成26年度	平成25年度
収 入	53,832,595円	54,091,596円
支 出	53,832,595円	54,091,596円
収支差額	0円	0円

オ 収益事業特別会計

	平成26年度	平成25年度
収入	1,646,154円	1,638,325円
支出	1,450,541円	1,546,618円
収支差額	195,613円	91,707円

※ 平成26年度収入額には前期末支払資金残高91,707円を、同25年度収入額には前期末支払資金残高152,913円を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人こうほうえん

(1) 団体の概要

社会福祉法人こうほうえん（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業のうち特別養護老人ホームの経営及び軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営並びに第二種社会福祉事業のうち小規模多機能型居宅介護事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、保育所の経営等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 地域密着型介護施設
- ② 新砂保育園

イ 指定期間

平成24年6月1日から平成29年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成26年度	平成25年度
地域密着型介護施設	106,804,206円	105,269,310円
新砂保育園	183,184,309円	184,024,137円

エ 指定管理業務

- ① 地域密着型介護施設
 - (ア) 小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業及びシルバーステイ事業の実施
 - (イ) 施設及び設備の維持管理
- ② 新砂保育園
 - (ア) 保育事業（11時間開所保育、延長保育、産休明け保育、障害児保育、緊急一時保育及び病後児保育）の実施
 - (イ) 施設及び設備の維持管理

(3) 監査対象施設に係る財政状況

地域密着型介護施設及び新砂保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成26年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域密着型介護施設

収 入	支 出	収支差額
150,439,443円	153,203,847円	△2,764,404円

※ 収入額には、前期末支払資金残高△5,343,849円を含む。

イ 新砂保育園

収 入	支 出	収支差額
214,315,092円	192,934,093円	21,380,999円

※ 収入額には、前期末支払資金残高18,165,752円を含む。

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、別項の指摘事項を除き、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 指摘事項

ア 地域密着型介護施設

区と法人とは、「江東区地域密着型介護施設の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区地域密着型介護施設の年度協定」を締結し、この中で、「管理費用のうち、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業については、年度協定の期間終了後、介護報酬の収入の実績を事業実施の対価として確定し、精算する」旨定めている。

このことに伴って、上記各事業の管理費用を確定するに当たっては、それぞれ各月の介護報酬の収入の実績を積算することとしているが、このうち年度末の3月分については、介護報酬の収入の実績が確定しないことから、東京都国民健康保険団体連合会に対する介護報酬の請求額とすることとし、介護報酬の収入の確定額との差額の精算は、翌年度の管理

費用精算時に行うこととしている。

今回の監査で法人より提出された平成26年度の事業報告書等を確認したところ、小規模多機能型居宅介護事業に係る前年度3月分の介護報酬の差額精算に当たり、本来600円と算定しなければならないところ、誤って500円と算定し、結果として100円が過小に算定されていた。

これにより、平成26年度分の管理費用についても100円が過小に積算されたため、確定及び精算を経た後の精算残余金の返還に際し、法人より同額が過大に納入されていた。

区は、法人と協議の上、平成26年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、指定管理料算定に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。

イ 新砂保育園

区と法人とは、「江東区新砂保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区新砂保育園の年度協定」を締結し、業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めている。この指定管理料の一部については、「江東区私立保育所扶助要綱」に基づいて算定している。

同要綱による指定管理料は、零歳児保育特別対策事業をはじめとする各事業ごとに、同要綱に定める各種経費を扶助対象経費とした上で、それぞれ算定基準により算定した各扶助費の額の合計額に基づき算定される。

このうち、保育所地域活動事業においては、同事業に係る経費を扶助対象経費とし、小学校低学年児童の受入れ事業以外の事業について、1事業当たりの算定単価250,000円と実支出額を比較していずれか低い額を扶助費として算定する旨規定されている。

今回の監査で法人より提出された平成26年度の事業報告書等を確認したところ、保育所地域活動事業の対象事業である育児講座・育児と仕事両立支援事業において、算定単価より低い額である実支出額159,571円が扶助対象経費であることから、同額を扶助費として算定しなければならないところ、誤って150,000円と算定していたため、9,571円が法人に対し過小に支出されていた。

区は、法人と協議の上、平成26年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、指定管理料算定に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。

6 社会福祉法人江東楓の会

(1) 団体の概要

社会福祉法人江東楓の会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営及び特定相談支援事業の経営を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、障害福祉サービス事業の運営経費として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成要綱（平成20年4月1日20江保障第2876号。以下「運営助成要綱」という。）及び江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成23年4月1日23江福障第1084号。以下「補助金交付要綱」という。）

イ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
第三あすなろ作業所	16,623,000円	補助金交付要綱
ワークセンターつばさ	6,509,700円	運営助成要綱
	9,902,000円	補助金交付要綱
若竹作業所（分室を含む）	3,888,000円	運営助成要綱
	16,834,000円	補助金交付要綱
高齢障害者通所施設さくら （分室を含む）	5,995,200円	運営助成要綱
	4,862,000円	補助金交付要綱
合計	64,613,900円	

ウ 補助事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号。)第5条に規定する生活介護、就労移行支援、就労継続支援等を行っている。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、区からの補助金収入のほか、自立支援給付費収入、就労支援事業収入等をもって運営されている。平成26年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 第三あすなろ作業所

収 入	支 出	収支差額
122,003,172円	115,507,220円	6,495,952円

※ 収入額には、前期末支払資金残高3,415,515円を含む。

イ ワークセンターつばさ

収 入	支 出	収支差額
90,754,414円	90,136,267円	618,147円

※ 収入額には、前期末支払資金残高641,244円を含む。

ウ 若竹作業所（分室を含む）

収 入	支 出	収支差額
114,579,670円	109,058,089円	5,521,581円

※ 収入額には、前期末支払資金残高3,076,688円を含む。

エ 高齢障害者通所施設さくら（分室を含む）

収 入	支 出	収支差額
70,961,698円	65,683,240円	5,278,458円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 社会福祉法人雲柱社

(1) 団体の概要

社会福祉法人雲柱社（以下「法人」という。）は、キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

大島子ども家庭支援センター

イ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	平成26年度	平成25年度
大島子ども家庭支援センター	39,427,419円	39,943,000円

エ 指定管理業務

- ① 子育て相談連携事業、情報提供事業、利用者相互の交流支援事業、一時保育事業及び人材育成事業の実施に関する事
- ② センターの施設の利用に関する事
- ③ 管理施設の維持管理に関する事

(3) 監査対象施設に係る財政状況

大島子ども家庭支援センターは、主として指定管理料により運営されている。平成26年度における資金収支決算は、次のとおりである。

収入	支出	収支差額
40,606,203円	40,606,203円	0円

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 社会福祉法人景行会

(1) 団体の概要

社会福祉法人景行会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

豊洲保育園

イ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	平成26年度	平成25年度
豊洲保育園	211,573,658円	209,468,476円

エ 指定管理業務

- ① 保育事業（11時間開所保育、延長保育、産休明け保育、障害児保育及び緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 監査対象施設に係る財政状況

豊洲保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成26年度における資金収支決算は、次のとおりである。

収入	支出	収支差額
262,298,615円	218,382,133円	43,916,482円

※ 収入額には、前期末支払資金残高41,761,114円を含む。

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われ

ており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められるが、一部において適正とは言い難い事例があったので別項で意見を付す。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められたが、法人の経理規程に定めのある固定資産の管理において一部不適正な処理が認められたので補正を促した。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 監査委員意見

区と法人とは、両者が相互に協力し、保育園の管理を適正かつ円滑に実施するため、「江東区豊洲保育園の管理に関する基本協定書」を締結し、この中で、法人が行う管理業務として前記(2)エ記載の各種業務を規定している。

この管理業務として規定されている業務の中の施設及び設備の維持管理に関する業務については、備品の保全や良好な保育環境の確保が定められているが、園庭内に設置されている遊具を確認したところ、雲梯（太鼓はしご）の足の土台部分が欠損しており、使用時にかなりぐらついていた。また、欠損部分に対して、何ら対応を図っていないため園児が指などを挟み負傷する可能性がある状態であった。

施設及び設備の維持管理は、施設の良好な管理運営の基礎となることはもとより、園児の安全・安心に関わる重要な業務である。

区は、法人に対し、施設及び設備の維持管理が適切かつ確実に行われるよう指導・監督を行われたい。

9 有限会社Mサポート

(1) 団体の概要

有限会社Mサポート（以下「会社」という。）は、個々の子どもの良いところを見つけ誉めて育てるを基本方針のもと、保育所の経営等を行っている。

会社は、平成26年度まで認定こども園として「グレース認定こども園」を運営していたが、平成27年4月1日より認可保育所「グレース保育園」として運営している。

(2) 区との関係

区は、地方裁量型認定こども園である会社に対し就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることを目的として江東区認定こども園運営費補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区認定こども園運営費等補助要綱（平成21年2月27日江子保第3692号。以下「運営費等補助要綱」という。）及び江東区保育士等職員処遇改善臨時特例事業に係る補助金交付手続きについて（平成26年10月1日26江こ保第1458号。以下「保育士等処遇改善補助」という。）

イ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
グレース認定こども園	44,146,090円	運営費等補助要綱
	1,332,000円	保育士等処遇改善補助
合計	45,478,090円	

ウ 補助事業の概要

運営費等補助要綱第4条に規定する地方裁量型認定こども園が実施する認可外保育施設の運営事業を行っている。

(3) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われている。しかしながら、会社の財政状況を確認するため監査の際に

提出された会計書類を確認したところ、監査当日に事実確認ができないものがあつたので、今後は、会計書類について適正に整理されたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

10 江東こどもまつり実行委員会

(1) 団体の概要

江東こどもまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、区内各種団体の代表者及び区職員等で構成され、江東こどもまつりの企画運営を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東こどもまつり補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東こどもまつり開催要綱（平成17年2月16日16江子児第2179号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	12,900,000円	概算払等
確定金額	12,858,135円	協賛金等1,059,000円を除く
精算金額	41,865円	区に戻入

ウ 補助事業の概要

次代を担う児童の夢とロマンを育み、誰もが参加でき、大人もこどもも共に楽しめる場の提供等を目的に、江東こどもまつりを実施した。内容は、区民及び地域団体の協力による催しを主体として、児童館の日常的な事業を紹介しながら参加者全員が交流できる行事とした。

第26回江東こどもまつりは、「遊びはこどもの未来をつくる」をテーマに、平成26年5月18日（日）都立猿江恩賜公園、毛利小学校及びティアラこうとうを会場に開催された。

(3) 財政の状況

実行委員会は、主として区からの補助金をもって運営されている。平成26年度における収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
13,959,000円	13,917,135円	41,865円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。